

事業計画書

平成29年度 南 区 東部 部圏域地域包括支援センター 社協みなみ

<p>課題（圏域にどのような課題があるのか）</p> <p>住民同士の支え合い活動については、互助機能が発揮されている自治会、サロン活動もありますが、地域全体の把握が十分ではないため、引き続き働きかけが必要と考えます。その一方で、地域の役員やすでに地域で活動されている方々については、これ以上の負担は難しい状況で、新たな活動者や地域活動の掘り起こしが課題です。高齢者人口の増加が見込まれる中、誰もが住みやすいまちづくりのためには、近所づきあいの中での助け合いの輪を広げることも必要です。</p> <p>地域支援個別会議が地域の理解と協力につながり、在宅生活を継続している事例があります。認知症になっても地域で安心して暮らしていくために、地域住民の理解と協力が得られるように具体的な働きかけが必要と考えられます。</p>
<p>年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）</p> <p>新たな活動者や地域活動の開発につながる研修会等の開催に取り組みます。</p> <p>地域福祉の推進に資する広報誌を区内3包括合同での発行やホームページ上での啓発、講師を派遣しての研修を実施し、地域の方に地域福祉の推進についての理解を深めて頂きます</p> <p>認知症サポーターをオレンジカフェに協力頂くなど、活用します。</p> <p>学生向けの認知症サポーター養成講座の開催協力を行います。</p> <p>認知症に限らず地域の社会資源の把握や整理を行っておりますが、今後も継続的に地域資源の確認をするとともに適切な情報提供に努めます。</p>
<p>達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）</p> <p>区内3包括合同の広報誌を年1回以上発行します。ホームページ（法人）にて、啓発を図ります。また、他機関主催の研修会等に講師を年6回以上派遣します。</p> <p>主催研修として、年2回以上の研修を開催します。</p> <p>オレンジカフェの運営に認知症サポーターより、協力を頂きます。</p> <p>地域資源一覧を作成します。</p>
<p>年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）</p> <p>地域における関係者同士の顔が見えるだけでなく、何でも相談できる関係づくりや課題の把握、連携を継続的に強化します。また、地域活動団体の周知を図り、活動の継続支援や新規発掘を行います。</p>
<p>達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）</p> <p>地域における連携と課題の把握や解決策の検討のため地域支援会議および高齢者生活支援推進会議を実施します。内容については、参加者同士の意見交換が円滑にいくようにグループワークなどの会議技法を工夫して開催します。また、課題である地域活動者の発掘や新たな活動開発のための検討を行います。</p> <p>地域活動の周知や活動の継続支援・新規発掘のため、区内3包括合同で広報誌を年に1回以上発行します。また、日頃から住民との交流の際には「課題はあるか」、「時事的な活用できそうな情報</p>

はあるか」「活動に変更点はあるか」等、記録をするとともに相談支援の視点でこれを行います。

職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。）
（センター長は、センター長欄に○をつける）

センター長	職種等	人数
	保健師等	2名
	主任介護支援専門員等	1名
○	社会福祉士等	3名
	介護支援専門員	名
	介護福祉士	名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	名
	計	名

営業日・営業時間

営業日
営業時間 8時30分 から 17時00分 まで

営業時間外の対応について

営業時間外における緊急時対応は、原則、電話による対応とし、法人の携帯電話にご連絡を頂くように留守番電話にてご案内します。なお、輪番体制による対応としております。

事業内容

（1）総合相談支援業務

ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて

地域支援会議 3回
地域支援個別会議 1回以上

イ 地域の高齢者の実態把握について

地域活動（主催） 30回
地域活動（他機関の開催） 50回

ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について

介護者サロン 30回

介護者サロンについては、介護者が気軽に参加できるようにお茶等を用意し、リラックスした環境づくりに努め、悩み等を相談しやすく、介護の負担感を一層、軽減する介護者サロンを目指します。

オレンジカフェについては、認知症サポーターにボランティアとして協力してもらうなど、地域ぐるみで支え合える体制に努めます。さらに、チラシを作成してケアマネに周知するだけでなく、地域活動等様々な場所で、周知を図ります。

エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

地域の関係者と会議等だけでなく、日頃からコミュニケーションを積極的に図り、関係者との顔がみえるだけでなく、何でも相談できる関係づくりに努めます。

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

認知症初期集中支援チームの活用など、様々な社会資源を活用しての支援に努めます。
民協や他機関主催研修の際、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知し、成年後見人制度について気軽に相談できる体制をつくります。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

区高齢介護課と連携を行い、虐待防止・早期発見を行います。
本会主催の地域活動や他機関主催の地域活動において、区役所だけでなく地域包括支援センターも高齢者の虐待防止等の相談窓口の一つであることを広く周知し、身近に相談窓口があることを周知することで、虐待の抑止や防止に繋がるよう取り組みます。
また、直接的な暴力だけでなく、心理的な暴力や介護放棄などの疑いの場合も相談して頂けることの周知をすることにより、漏れなく発見できるように取り組みます。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

必要に応じて地域支援会議を活用し、課題解決に取り組みます。
関係機関と定期的に会議を重ねることで情報共有を図りながら、利用者や地域が困難事例となった因子などを発見し、多様な関係者と適切に対応できるよう取り組みます。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

日頃から圏域内で、消費者被害の疑いのある情報の把握に努めます。また、住民からの相談や情報提供を頂き、消費者被害事例の把握と民協等への周知、行政への情報提供を行い、消費者被害のさらなる拡大を防ぐ取り組みを行います。
消費生活相談センターや県警、地域の関係機関から消費者被害に関する情報などを収集し、高齢者等からの相談時に情報提供するほか、地域活動などを通じて啓発活動などに取り組みます。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

権利擁護事業に関する研修参加や関係書籍の閲覧により、知識・技術の向上に努め、的確な助言・情報提供ができるように努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

南区3包括合同研修会 1回

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

スーパーバイズ等の相談支援の知識・技術の向上を図り、介護支援専門員のバーンアウト等を防ぎ、より良い支援と職務継続につながる支援に取り組みます。

電話等で助言した内容などを地域包括支援センター内で情報共有することで、他の介護支援専門員等からの同様な相談に対して適切に助言ができる体制を構築します。

さらに、ケアマネの集い活用し、情報の共有を図ります。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

生活支援コーディネーターと連携し、インフォーマルなサービスの把握に努めます。

さらに、利用者の介護予防・自立支援の視点に立ち、心身の状態や置かれている環境等、自己決定を尊重して、介護予防サービスの選定だけでなく、把握した地域資源等の活用によるケアマネジメントの作成を行います。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

地域支援個別会議の実施に際し、参加協力を頂き、ニーズ把握や課題解決に向けた検討を行います。

地域における地域福祉に関する研修講座開催の協力を一緒に行います。

必要に応じて、サロン等と一緒に参加し、高齢者の健康と福祉の増進に資する啓発を行います。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

地区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとの連絡会を年3回以上行います。区内他圏域と共催し、地域活動の紹介・継続支援・発掘に資する広報誌を年に1回以上発行します。地域資源の確認を行い、社会資源一覧を作成します。また、一般市民等に必要な情報提供を行います。地域活動の新規開発、継続支援等を目的とした研修会を実施します。

事業計画書

平成 29 年度 南区 区 中部圏域地域包括支援センター ハートランド浦和

課題（圏域にどのような課題があるのか）		
<ul style="list-style-type: none"> 認知症や精神疾患ケース等判断力、認知面低下に絡んだケースが困難事例につながっています。また、この地域においては生活習慣病の一つである糖尿病の罹患率が高いため、生活習慣病と認知症の関係を理解して頂いた上で認知症予防を図っていく必要があります。認知症予防だけでなく、生活習慣の改善を周知していく啓蒙活動をさらに広げなければと考えております。 まだまだ地域包括支援センターの知名度が低く、どこに相談したらよいかわからないということで、相談につながらず、問題が埋もれてしまう心配があります。 		
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
認知症予防のために、生活習慣改善の必要性を理解して頂くための啓蒙活動を行います。介護予防を（認知症予防）目的としたサロン、徒歩圏内で通えるような地域に根ざしたサロンを開催し、その後自主化へ移行できるよう繋げていきます。サロン支援（立ちあげ、運営支援）も継続します。		
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
サロンの開催場所を新たに2ヵ所設置します 認知症早期発見・早期予防講座を年2回実施します。		
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
地域包括支援センターの知名度を上げ相談につながるよう、パンフレットや広報紙を作成し、様々な場所や機関配布等を実施します。それによって地域の方と顔の見える関係を作り上げていくことで地域に開かれた、相談しやすいセンターを目指します。特に高齢者福祉関係者以外の方々（地域住民及び商業施設等）にも積極的に広報していきます。		
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
商業施設、金融機関、自治会、医療機関等広報していきます。 若い世代、商業施設の方に向けた認知症サポーター養成講座を実施いたします。（年2回）		
職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	3名
	主任介護支援専門員等	2名
	社会福祉士等	1名
	介護支援専門員	1名
	介護福祉士	名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	名
	計	名
営業日・営業時間 8：30～17：30		
営業日 年中無休（年末年始12月31日～1月3日を除く）		
営業時間 8時30分から 17時30分まで		

記入要領・記入例

<p>営業時間外の対応について 時間外における緊急対応は転送電話にて輪番体制で24時間対応しています。</p>
<p>事業内容</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて</p> <p>地域支援会議 4回 地域支援個別会議 4回</p> <p>イ 地域の高齢者の実態把握について</p> <p>地域活動（主催） 63回 地域活動（他機関の開催） 60回</p> <p>ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について</p> <p>介護者サロン 31回 徒歩圏内で参加できるよう開催場所の設置を検討します。ケアマネ、民生委員さんに声かけをして周知することで介護者や認知症の人の参加を増やすとともに、ボランティアの育成にも取り組んでいきます。</p> <p>エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について 民生委員協議会会議への顔出し（2か所×2）、会議後相談会（1か所×1） グループホーム運営推進会議出席（2か所×年10回）地域密着デイサービス（年1～2回） 認知症サポーター養成講座・認知症講話（早期発見）開催 健康・介護相談会開催 地域サロン・会食会等参加</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について 老人会やサロンに出向き、制度の説明をするとともに、地域包括支援センターの役割、相談窓口である事を周知し、いつでも相談していただける体制をつくります。</p> <p>イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について “見守り”チラシを作成し地域活動時、ケアマネ支援会議時、民生委員会議時等に配布し、虐待発見のポイントと地域包括支援センターが虐待対応窓口であることを周知し抑止、防止に努めます。早期に当該高齢者の状況把握のうえ、センターの各専門職種が連携して対応策を検討し区と速やかに対応をします。</p> <p>ウ 困難事例の解決のために実施する取組について 要援護高齢者やその家族に重層的問題がある場合や要援護高齢者自身が支援拒否している場合等の困難ケースを発見した場合にはセンターの各専門職と連携し適切な対応をします。</p> <p>エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費生活被害についての情報収集を行い、地域活動時やケアマネにチラシ等を活用して情報を発信します。 消費者被害に遭った若しくは被害に遭う恐れのある高齢者の情報が入った場合には消費生活セン</p>

記入要領・記入例

ター等関係諸機関に通報し早期に問題解決が図れるようにいたします。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について地域のサロンや高齢者・介護者サロン等の際に、権利擁護全般のついでミニ講義を実施します。
年 10 回実施

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

南区包括合同ケアマネ支援会議（研修を含む） 1 回
圏域主任ケアマネ連絡会 4 回
圏域ケアマネ支援会議（勉強会、研修会、事例検討会含む） 4 回
医療と介護・福祉の連携研修会 1 回

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

居宅介護支援事業所の主任ケアマネと連絡会を開催し日常的に円滑な業務が実施されるよう支援方法を協働で検討していきます。

ケアマネに必要な知識や技術、倫理観や価値観を明らかにし、研修、事例検討会、ケアプランの点検等の方法で実践力を高め質の向上に努めます。

支援困難事例について関係者、関係機関等の連携のもとで具体的な支援方針の検討、指導、助言を行います。

必要に応じて制度や施策に関する情報提供を行います。

個別指導や相談への対応も行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

改善、維持、悪化防止、自分できる事を自分でする為の自立支援の視点でプランを作成します。サービス利用優先ではなく利用者の意欲を引き出し、能力低下にならないための公正中立のケアマネジメントを作成します。

イ 利用者に合った多様なサービス利用のための取り組み

生活支援コーディネーターと協働して、地域に根ざしたサービス、資源の情報を収集し、利用者に紹介できるようにしていきます。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

在宅介護支援センターに高齢者サロン、介護者サロン、講座等の企画参加と運営協力をしてもらいます。

実態把握訪問や見守り訪問において、連携と役割分担を図り、迅速な対応を目指します。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

地域支援個別会議、地域支援会議、介護予防ケアマネジメントで把握した地域課題を共有し、資源開発に取り組みます。

協働でサロン運営していきます。また住民主体のサロンを増やしていきます。

生活支援コーディネーターと連携し、高齢者生活推進会議を（協議体）年 4 回開催します。

空 白 ペ ー ジ

事業計画書

平成29年度 南 区 西 部圏域地域包括支援センター けやきホームズ

※最大でも4枚に収まるように作成してください。

※「です・ます」調で作成してください。

<p>課題（圏域にどのような課題があるのか）</p> <p>身体状況や認知症がかなり悪化してから相談に至ったケースでは、地域の方との繋がりをあまり持っていない方が多く見受けられます。地域の方との繋がりがあまり持てない要因として、高齢者の居場所が少ないことが考えられます。また、相談先が分からないことで限界まで家族で介護を抱えてしまっていることが考えられます。認知症に関する相談については、認知症の知識がなく、相談に繋がるまで時間がかかったというケースも見受けられるため、認知症の周知も必要だと考えます。</p>
<p>年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）</p> <p>地域との関わりがない方を地域の方同士が関われる活動に繋げていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と共に高齢者実態把握調査を行い、孤立している方の把握に努めます。 ・孤立している高齢者を把握した場合には、地域との繋がりをもてるよう、認知症ガイドブックや地域の情報などを活用し、今ある活動に繋げてきます。 ・高齢者の居場所がないところには居場所が作れるようにサポートしていきます。
<p>達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）</p> <p>1つの自治会をモデルとして、地域との繋がりがなかった方がその地域から1人以上でも居場所や活躍の場につながられたら達成とします。</p>
<p>年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）</p> <p>情報がないことで相談に繋がらない方を減らすため、相談先の周知を行うと同時に認知症の理解に関する地域活動を定期的実施し、地域の方に認知症の理解を深めてもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の際にパンフレットやチラシ等を使用し、地域包括支援センターの周知に努めます。 ・地域活動や介護者サロン、認知症カフェにて認知症の勉強会を盛り込んでいきます。 ・地域包括支援センターが開催するケアマネ研修会で介護者サロンや認知症カフェの情報を発信していきます。
<p>達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）</p> <p>店舗や銀行、病院など高齢者のよく利用する所に地域包括支援センターのパンフレットを置いていただき、4か月に1回程度、挨拶周りに伺います。</p> <p>出前講座など、認知症サポーター養成講座も含めた地域活動で、月1回程度、認知症に関する講座を実施します。</p>

記入要領・記入例

職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
○	保健師等	1名
	主任介護支援専門員等	3名
	社会福祉士等	1名
	介護支援専門員	0名
	介護福祉士	0名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	4名
	計	10名
営業日・営業時間		
<p>営業日 日曜日から土曜日まで（ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）</p> <p>営業時間 9時00分 から 17時00分 まで</p> <p>営業時間外の対応について</p> <p>営業時間外の電話は、携帯電話に転送になり留守番電話になりますが、急ぎの場合はメッセージを残して頂ければ、できるだけ早急に折り返しお電話いたします。</p>		
事業内容		
<p>（1）総合相談支援業務</p> <p>ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会連合会や地区社会福祉協議会などの会議に参加させて頂き、地域を支える方達との連携を図っていきます。 ・地区民生委員協議会に半年に1回出席させて頂き、民生委員との連携を図っていきます。 ・店舗や銀行、病院など高齢者のよく利用する所に地域包括支援センターのパンフレットを置いて頂き、ネットワークを構築していきます。 ・独自のチラシを作成し、地域の方達や関係機関に分かりやすく地域包括支援センターの業務を周知してきます。 <p>地域支援会議 3回</p> <p>地域支援個別会議 3回</p> <p>イ 地域の高齢者の実態把握について</p> <p>地域活動（主催） 65回</p> <p>地域活動（他機関の開催） 50回</p> <p>ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について</p> <p>介護者が参加しやすい介護者サロンの情報提供を行っていきます。参加人数が少なく、十分に話ができない介護者サロンもあるため、運営がうまくいくよう検討していきます。</p> <p>介護者サロン 35回</p>		

エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

- ・認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を開催します。
- ・社会資源の情報収集・整理をします。
- ・ふれあい会食に参加します。

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

- ・具体的な事例を載せた独自のチラシを作成し、地域活動を通じて成年後見制度を周知していきます。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

- ・地域活動や地区民生委員協議会等で見守りのポイントや虐待のサインをお伝えし、虐待の早期発見に努めます。
- ・介護疲れが虐待に繋がらないように、介護者サロンを開催します。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

- ・定期的に関係機関と情報共有を図ることで、連携を強化し対応していきます。
- ・地域包括支援センター主催で関係機関との交流会を年1回以上行います。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

- ・消費者被害の情報がいった際には、介護支援専門員に向けて早期に情報を発信します。
- ・地域活動の際に具体例を挙げながら啓発を行っていきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

ケアマネ支援会議	5回
主任ケアマネジャーを中心とした情報交換会	3回
ケアマネ親睦会	2回

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

- ・地域支援個別会議や事例検討会などを活用し、主任介護支援専門員と共にスキルアップできるように努めていきます。
- ・地域のサロンや出前講座を介護支援専門員と一緒に行っていくことで、地域との結びつきを深めていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

- ・利用者の心身の状態やおかれている環境等、また、利用者の求めている支援などを勘案し、介護予防サービスの選定だけでなく、地域との繋がりを作ったり、その方の役割を最大限活かしながら生活できるようなケアマネジメントの作成を行います。

記入要領・記入例

在宅介護支援センターと取り組む事業計画
地域包括支援センターと在宅介護支援センターで地域活動を一緒に企画し、一緒に開催していきます。
高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画
高齢者生活支援コーディネーターと一緒に情報収集や地域の方達との関係づくりに努めます。認知症ガイドブックなど既存の資料に新たに収集した情報を加え、地域の社会資源をリスト化していきます。

事業計画書

平成 29 年度 緑 区 北 部圏域地域包括支援センター リバティハウス

課題（圏域にどのような課題があるのか）		
<p>若年性認知症の方も増えていますが、デイサービス以外に認知症の方が行ける場所がありません。</p> <p>また、地域住民の認知症に対する理解を深める必要性があります（制度の利用が円滑にいかず、一つの機関では対応が難しいケースが多くなっています）。</p>		
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
高齢者の在宅生活を支えるため、多くの機関や職種と連携・協力します。		
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
<p>各機関の専門性を理解し、専門性を活かし、他職種協働のもと個別支援に活かします（病院、行政、在宅介護支援センター、民生委員等と連携します）。</p> <p>市立病院での出張相談会を継続し、更に連携を深めていきます（年10回以上開催）。</p> <p>市立病院医療相談室との顔合わせを行い、顔の見える関係作りに努めます。</p> <p>支援が必要な高齢者の情報を相互に共有し、「チーム」全体で高齢者を支えていきます。</p>		
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。		
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
<p>介護者が参加しやすいように、介護者のつどいを地域に出向いて柔軟に開催し、介護者の負担軽減を図ります（年22回実施します）。</p> <p>地域支援会議、地域支援個別会議を通して、地域の中でできる支援等を検討し、関係機関と協働して支援を実践します。</p> <p>多様な世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催します（少人数での開催2回以上、また小学校での開催を継続します）。</p> <p>オレンジカフェを立ち上げます（年5回以上実施します）。</p>		
職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。）（平成29年4月1日時点） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	1 名
○	主任介護支援専門員等	2 名
	社会福祉士等	3 名
	介護支援専門員	0 名
	介護福祉士	0 名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1 名
	事務職員	0 名
	計	7 名

営業日・営業時間																										
<p>営業日 無休（ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）</p> <p>営業時間 9時 から 18時 まで</p> <p>営業時間外の対応について 営業時間外の電話は、代表番号にて当直職員が対応し、包括職員に連絡します。</p>																										
事業内容																										
<p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて</p> <table border="0"> <tr> <td>地域支援会議</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>地域支援個別会議</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>地域密着型サービス運営推進会議</td> <td></td> </tr> </table> <p>民生委員協議会、地域密着型サービス運営推進会議などに参加してネットワーク構築を強化します。</p> <p>イ 地域の高齢者の実態把握について</p> <table border="0"> <tr> <td>地域活動（主催）</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>地域活動（他機関の開催）</td> <td>50回</td> </tr> </table> <p>各地域の高齢者サロンや地域グループ活動に参加し、地域の状況や問題点を把握します。</p> <p>ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について</p> <table border="0"> <tr> <td>介護者サロン</td> <td>12回（地域の自治会館等を借りて開催）</td> </tr> <tr> <td>介護者サロンみどり</td> <td>11回（緑区役所1階多目的室で浦和しぶや苑と共催）</td> </tr> <tr> <td>オレンジカフェ</td> <td>5回</td> </tr> </table> <p>エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について</p> <table border="0"> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立病院出張介護相談会</td> <td>12回（毎月15日 休日の場合は前後の日に変更）</td> </tr> <tr> <td>イオンモール浦和美園介護相談会</td> <td>10回（毎月第1火曜日）</td> </tr> <tr> <td>自治会敬老会</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>ふれあい祭り、区民祭り、ふれあい会食</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>介護相談会を開催し市立病院との連携強化に繋げていきます。 各地域の行事などに積極的に参加し、地域の方々との関係を深めていきます。</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について 地域支援会議や民生委員定例会などで、事例等を通して説明周知をしていきます。 親族からの相談にも応じ、後見制度の必要性を説明し、必要な機関に繋げていきます。</p> <p>イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について 虐待の早期発見のために、地域やケアマネへ周知し、相談しやすい体制を整えます。 虐待の相談があった場合は、区高齢介護課と連携して問題の解決にあたります。</p>	地域支援会議	5回	地域支援個別会議	随時	地域密着型サービス運営推進会議		地域活動（主催）	50回	地域活動（他機関の開催）	50回	介護者サロン	12回（地域の自治会館等を借りて開催）	介護者サロンみどり	11回（緑区役所1階多目的室で浦和しぶや苑と共催）	オレンジカフェ	5回	認知症サポーター養成講座	2回	さいたま市立病院出張介護相談会	12回（毎月15日 休日の場合は前後の日に変更）	イオンモール浦和美園介護相談会	10回（毎月第1火曜日）	自治会敬老会	4回	ふれあい祭り、区民祭り、ふれあい会食	3回
地域支援会議	5回																									
地域支援個別会議	随時																									
地域密着型サービス運営推進会議																										
地域活動（主催）	50回																									
地域活動（他機関の開催）	50回																									
介護者サロン	12回（地域の自治会館等を借りて開催）																									
介護者サロンみどり	11回（緑区役所1階多目的室で浦和しぶや苑と共催）																									
オレンジカフェ	5回																									
認知症サポーター養成講座	2回																									
さいたま市立病院出張介護相談会	12回（毎月15日 休日の場合は前後の日に変更）																									
イオンモール浦和美園介護相談会	10回（毎月第1火曜日）																									
自治会敬老会	4回																									
ふれあい祭り、区民祭り、ふれあい会食	3回																									

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行います。
困難事例を把握した場合は、区及び専門機関と連携し対応していきます。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

消費者被害情報を把握し、地域の高齢者に伝達していきます。
居宅介護支援事業所等と情報を共有していきます。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

緑区支援課、障害者生活支援センターむつみが開催するサービス調整会議 6回
生活自立・仕事センター緑が主催する支援調整会議 4回

敬老会、高齢者サロン、ふれあい会食等に参加し、情報の発信や周知を行っていきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

緑区合同ケアマネ交流会 5回（研修及びケアマネ同士の交流）
事例検討会 2回

介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成に向け、勉強会、事例検討会、ケアマネ同士の交流会を開催します。

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

事例検討会の実施や情報提供等を行い、介護支援専門員の質を高める支援を行います。
介護支援専門員が抱える困難事例等に対し、3職種で相談をし、個々の相談に対応できるようにしていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

介護予防が必要な対象者を把握し、生活支援コーディネーターと協力し、公民館の教室や地域の活動の場に繋げていきます。

イ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

松芝のびのび運動教室 月1回
おぶさと健康教室 月1回
リバティサロン in おぶさと 月1回
美園転倒予防教室 月1回
三室転倒予防教室 月1回

地域活動の一環としてセンター主催の運動教室・サロンを開催します。

各公民館介護予防事業 年 3回
各自治会主催高齢者サロン 年50回
自治連主催 三室ふれあい祭り 1回
緑区 区民祭り 1回
各自治会主催敬老会

地域の関係機関が取り組む活動に参加します。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

在宅介護支援センターが受けた相談や情報を集約し、支援が必要な高齢者の情報を相互に共有し、必要に応じて連携協力して地域の高齢者の見守りや実態把握、対応を行います。
支援センター等の周知・PR活動などについて協力して実施していきます。
オレンジカフェを共催で立ち上げます。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

身の回りの地域で起こっていることを把握するためにも、各地域の行事などに高齢者生活支援コーディネーターと一緒に参加し、自治会、民生委員との連携強化に繋げていきます。
高齢者生活支援コーディネーターと協力し、介護予防が必要な方を把握し、公民館の教室や地域の活動の場に繋げていきます。
高齢者生活支援コーディネーターが持っている情報を共有し、一緒にオレンジカフェを立ち上げていきます。

事業計画書

平成 29 年度 緑 区 南 部圏域地域包括支援センター 浦和しぶや苑

課題（圏域にどのような課題があるのか）		
地域には高齢者サロンがあるものの、「場所に限りがある」「交通の便が悪い」などの理由で参加できない高齢者がいて、閉じこもりがちな生活になっています。また、高齢化が進み認知症の方も増えている中、地域の方々の認知症に対する更なる理解が必要と考えられます。		
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
地域の高齢者の居場所作りを支援していきます。		
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
自治会と協働しサロンを立ち上げます。 介護予防のための自主グループ（サロン）の立ち上げを支援していきます。		
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域作りを行います。		
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
地域住民と一緒に認知症の方への対応や見守りについて話し合います。		
職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	2 名
○	主任介護支援専門員等	2 名
	社会福祉士等	4 名
	介護支援専門員	0 名
	介護福祉士	0 名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1 名
	事務職員	0 名
計		9 名
営業日・営業時間		
営業日 無休（ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く）		
営業時間 8時30分 から 17時30分 まで		
営業時間外の対応について		
営業時間外における緊急時対応は、原則電話による対応とし、留守電にて代表電話を案内し、当直職員が当番包括職員に連絡します。		

事業内容

(1) 総合相談支援業務

ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて

地域支援会議	3回
地域支援個別会議	随時
地域密着型サービス運営推進会議	

関係機関とのネットワークの構築を強化します。

イ 地域の高齢者の実態把握について

地域活動（主催）	50回
地域活動（他機関の開催）	50回

高齢者サロンや自治会の会合等に参加し、地域の特性や状況を把握します。

ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について

介護者サロン	12回（浦和しづや苑交流ホール）
介護者サロンみどり	11回（緑区役所1階多目的室でリバティハウスと共催）
認知症カフェ	6回（ニチイケアセンター浦和東と共催）

介護者サロン参加者への適切な情報提供とリフレッシュできる催しものを企画、実施します。
また、ボランティアや介護経験者の参加により、介護者サロンの活性化を図っていきます。

エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

認知症サポーター養成講座	2回
さいたま市立病院出張介護相談会	毎月15日（休日の時は前後）
医療ケアネットみどり（多職種連携を目的とした勉強会）	1回

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

成年後見制度を周知するため、ケアマネジャーやサービス事業所、地域住民へ勉強会などを企画・開催します。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

高齢者虐待の早期発見のために、高齢者虐待防止法を周知し、通報・相談しやすいネットワークを構築していきます。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

関係機関と情報の共有を図るなど、連携を強化し、権利侵害をされた高齢者へ迅速に対応します。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

消費者被害を未然に防ぐため、地域で発生した被害情報を把握し、地域住民やケアマネジャー等へ広報活動を行います。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

緑区支援課、障害者生活支援センターむつみが開催するサービス調整会議	6回
生活自立・仕事相談センター緑が開催する支援調整会議	4回

弁護士会との連携

広報誌を作成し、地域や関係機関へ配布 不定期

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

緑区合同ケアマネ交流会 5回 (研修及びケアマネ同士の交流)

ura☆shibu 研究会 1回 (地域の主任ケアマネと共に行う勉強会)

主任ケアマネ ura☆shibu 1回

ケアマネサロンみどり 1回 (ケアマネ発信で制度や改正についての勉強会)

事例検討会 2回

ケアマネジャーに対し、研修と情報提供及びケアマネ同士の交流を目的とした交流会を開催します。

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

介護支援専門員が抱える事例について、3職種が専門性を生かし適切に指導・助言ができる体制を整えていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

地域活動、相談業務で「介護予防・日常生活支援総合事業」について、高齢者、民生委員、関連機関等に周知するとともに、介護予防の啓発を行います。また、何らかの支援を要する高齢者の把握に努めます。

介護予防啓発の一環として、高齢者が参加できる教室やサークル等を把握し、活動の場への参加に繋がるよう支援します。また、生活支援コーディネーターと連携し、情報収集及び共有を行います。

イ その他、センターとして取り組む活動及び関連機関が取り組む活動の参加等について

運動サロンポップコーン 月2回

おまぎ健康教室 月1回

原山健康介護教室inウェルシア 月1回

地域包括支援センター主催の体操教室、サロンを開催します。

すこやか運動教室 月2回 (東浦和中央公園、尚和園園庭)

転倒予防教室 月2回 (原山公民館)

パークハイツ広場 月1回

自治会等での出前講座

公民館介護予防事業「はつらつ大学 (原山公民館)」、「尚寿学級 (尾間木公民館)」

高齢者サロン、ふれあいサロン

緑区区民祭り等

地域支援事業の開催や参加、協力を行います。

自主運動グループ「元気会」が支障なく活動を継続できるよう支援します。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

在宅介護支援センターと共に地域の身近な相談窓口としての機能を強化していきます。
地域包括支援センター・在宅介護支援センターのチラシを作成し、高齢者サロンや自治会の会合に参加し配布します。また区役所や公民館にもチラシを置き、広報します。
地域支援事業の開催や参加・協力し、その活動を通し介護予防の普及・啓発を行います。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

高齢者生活支援コーディネーターが把握している地域の情報を共有しながら、認知症の方や高齢者が参加できる地域のサロン作りを支援していきます。

事業計画書

平成29年度 岩槻区 北部圏域地域包括支援センター 松鶴園

課題（圏域にどのような課題があるのか）
<p>岩槻区はさいたま市内10区中最も高齢化率が高く、当圏域の中には、さいたま市内でも最も高齢化率の高い地区社協もあります。</p> <p>都市部と比べ交通の便が悪く、昨今路線バスの運行本数も限られる傾向にあります。地域の高齢者の中には外出意欲があっても、適当な交通手段がなく、結果外出を控えてしまう、自宅に閉じこもってしまう傾向がみられます。</p> <p>一方、高齢者の独居世帯、2人世帯の数も多くあります。また高齢者が家族と同居する世帯でも、若い世代は都市部へ仕事に行く傾向にあり、結果として日中帯は高齢者のみで生活している世帯も多く、結局高齢者同士の老老介護状態になっているケースも多くあります。</p> <p>介護者自身も高齢であり、それに合わせて、先述した理由も影響し、介護者自身も閉じこもる傾向も見受けられます。</p>
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）
地域住民と共に活動し、地域のネットワークづくりを行います。
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）
<ul style="list-style-type: none">地区社協や民児協、自治会等、地域の団体の会合、サロン活動等、各地域の様々な活動に参加し、情報収集を行います。いきいき健康体操サポーターをはじめ、地域住民らと協働しながら、介護予防運動の普及、啓発活動を行います。地域支援会議、地域支援個別会議、及び高齢者生活推進会議を定期的に開催し、地域住民との意見交換を行いながら、地域課題、ニーズを把握していきます。
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）
介護者への支援の拡充を図ります。
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）
<ul style="list-style-type: none">専門性のある多機関、多団体との協力、連携を図りながら、圏域内にある公民館等で定期的に介護者サロンを開催します。（年10回）各自治会等の団体に協力を依頼。地域住民が歩いて行きやすい地域の自治会館等を利用し、介護者サロンを開催します。（年5回）圏域内にあるNPO団体と協働し、オレンジカフェを開催します。（年11回）関係機関との会議、会合や地域でのサロン活動、介護予防教室での案内の他、行政と協力し介護者サロン、オレンジカフェ開催の周知活動を行います。新たに介護者サロン、オレンジカフェを立ち上げた（立ち上げを企画している）団体への協力、支援を行います。

職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	1名
○	主任介護支援専門員等	3名
	社会福祉士等	3名
	介護支援専門員	名
	介護福祉士	名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	名
計		8名
営業日・営業時間		
営業日	日曜日から土曜日まで（ただし、年末年始12月31日から1月3日まで）を除く	
営業時間	8時30分 から 18時00分 まで	
営業時間外の対応について 営業時間外における緊急時対応は、母体施設の夜間当直にて対応し、適宜連絡を受けます。		
事業内容		
<p>（1）総合相談支援業務</p> <p>ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区社協会議、民児協の会合、また地域密着型サービス事業所等に参加し、各機関との情報、意見交換を図り、改めて地域包括支援センターの活動内容の周知を図ります。また地区社協や民児協、地域住民等からの依頼に応じ、進んで健康体操、転倒予防教室等の手伝いや企画、実行に参加し、ネットワークの構築の強化を図ります。 <p>地域支援会議 年3回 地域支援個別会議 年6回</p> <p>イ 地域の高齢者の実態把握について</p> <p>地域活動（主催） 年31回 ほくぶ運動教室（地域うんどう指導員による運動指導） 年10回 ほくぶサークル（いきいき健康体操等、脳トレ、講話、レクリエーション） 年11回 かなむろサークル（上記内容同様） 年10回</p> <p>地域活動（他機関の開催） 年50回</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民を主体としたいいきいき健康体操をサポーターと協働して推進していきます。 ロコモティブシンドローム予防を推奨していきます。 区内の大学と連携し、ものづくり活動を通し、地域住民向けに閉じこもり予防、介護予防事業を行います。 		

- ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について
- ・ 市報への掲載や岩槻区役所窓口にポスターやチラシの設置を依頼します。
 - ・ 地域活動の場において、適宜介護者サロンの告知、チラシ配布を行います。
 - ・ 各専門機関、団体に協力を依頼。介護者サロン内で講座や情報提供を行います。
 - ・ 主旨を理解する地域住民と協働しつつ、地域住民が行きやすい自治会館等で介護者サロンを開催します。

介護者サロン 年 26 回

- エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について
- ・ 在宅介護支援センターとの定例（ブランチ）会議を開催します。 年 6 回
 - ・ 地域包括センターの周知活動の他、介護、健康、福祉相談の場として繋げるよう、区内で開催される行事、イベント等に進んで参加します。 年 3 回
 - ・ 認知症サポーター養成講座を開催します。 年 3 回
 - ・ 圏域内の地区社協の活動に参加、会議や福祉計画事業に参加します。 年 6 回
 - ・ 圏域内（2ヶ所）グループホーム運営推進会議に参加します。 年 12 回（1事業所につき 年 6 回）
 - ・ 地域密着型デイサービスの運営会議に適宜参加します。

（2）権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

- ・ 地域活動の場での情報提供、制度活用への周囲活動を行います。
- ・ 個別相談の他、居宅介護支援事業所等 各関係機関からの相談事案の応じ、適宜制度に対する情報提供や申請にかかる補助を行います。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

- ・ 行政や警察、関係機関との連携強化を図り、迅速に対応します。
- ・ 地域活動の場や民児協との会合の場、また居宅支援事業所との会議、研修の場等において、高齢者虐待の早期発見ができるよう周知活動を行います。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

- ・ 各関係機関との定期的な情報共有のもと、また 3 職種の専門性を生かし、連携のもと迅速に対応します。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

- ・ 警察等の各種関係機関と、随時情報を共有します。またその情報を地域活動の場を通し、地域住民向けに随時啓発します。
- ・ 各種相談事案に応じ、相談者へ必要な情報提供、助言を行うほか、専門機関へ繋ぐ補助を行います。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

- ・ 認知症高齢者への支援の為、認知症初期集中チーム（岩槻区担当 共立病院）との連携を図ります。
- ・ 行政や社会福祉協議会主催等の権利擁護に関する研修や講習会に進んで参加し、獲得した有効な情報を各種関係機関との会合の場や地域活動の場で周知していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

- ・ ケアマネ会議
 - 岩槻区3包括合同ケアマネ支援会議 年1回
 - 北部圏域ケアマネ支援会議 及び ケアマネ交流会 年4回
- ・ 民児協との交流、情報交換会 年3回

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

- ・ 相談内容に応じ、随時地域包括支援センター内で協議します。
必要に応じ、カンファレンスへの出席や同行訪問、調査等を実施します。
また行政や各種関係機関、地域支援個別会議に繋がります。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

- ・ 利用者側の意向を考慮し、利用者の心身の状態や家庭環境、また地域、社会との関わり方等の背景を踏まえたうえで、介護予防サービスの選定だけではなく、一次予防事業等への提案も含めた、その利用者の必要性に応じた介護予防支援に繋がります。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

- ・ 年6回 在宅介護支援センターとの定例会議を行い、相互の情報共有、連携体制の強化を図り、地域課題の把握、解決に向けた取り組みに対応します。
- ・ 在宅介護支援センターとの連携のもと、継続的見守り支援活動を行います。
- ・ 地域包括支援センターが主催する介護予防教室（運動教室）を協同で運営する他、地域から依頼のあったサロン活動、一般介護予防事業等にも協同で取り組みます。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

- ・ 高齢者生活支援推進会議（生活支援コーディネーター協議体）年3回開催します。
- ・ 生活支援コーディネーターとの情報共有、連携のもと、各地域内での住民活動等を含めた社会資源の実態を協同で整理していきながら、また各地域における課題、ニーズの把握に努めます。

事業計画書

平成29年度 岩槻区 中部圏域地域包括支援センター社協岩槻

課題（圏域にどのような課題があるのか）		
相談事例や個別会議等から認知症の疑いのあるケースが多く見受けられます。そのため地域住民、医療関係者等に認知症についての理解を深めてもらう働きかけが必要と思われます。		
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
地域活動をとおして認知症の理解を深めてもらいます。		
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
認知症サポーター養成講座を年6回以上実施します。		
認知症サポーター養成講座以外の出前講座などの地域活動をとおし、年6回以上の認知症に関する講座を実施します。		
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
地域ケア会議の充実を図り生活支援体制整備事業との連携を推進していきます。		
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
地域支援個別会議（随時）では、多職種協働で開催を行い、必要に応じて認知症初期集中支援事業を活用しながら課題解決を図ります。また、地域支援会議（年3回）では地域の課題の抽出を図り、高齢者生活支援推進会議や生活支援コーディネーターと連携、協働し地域の社会資源の把握や資源開発を行っていきます。		
職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	2名
	主任介護支援専門員等	2名
○	社会福祉士等	1名
	介護支援専門員	名
	介護福祉士	名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	1名
計		7名

営業日・営業時間																							
営業日	年中無休（年末年始12/29～1/3は休業）																						
営業時間	8時30分 から 17時15分 まで																						
営業時間外の対応について 24時間対応（午後5時15分～翌朝8時30分まで）営業時間外は留守番電話で携帯電話番号をアナウンスし携帯電話にて対応し職員間の輪番制で行っています。																							
事業内容																							
<p>（1）総合相談支援業務</p> <p>ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス運営協議会の参加を行いました、地区社協とのサロン等を生活支援コーディネーターと協働、協力し連携を強化していきます。 ・地域支援個別会議、地域支援会議、区連絡会議、高齢者生活支援推進会議、岩槻区生活支援コーディネーター連絡会議、さいたま市生活支援コーディネーター連絡会議を通じネットワーク構築を推進します。 <table> <tr> <td>地域支援個別会議</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>地域支援会議</td> <td>3回（5月、10月、2月）</td> </tr> <tr> <td>区連絡会議</td> <td>2回（6月、11月）</td> </tr> <tr> <td>高齢者生活支援推進会議</td> <td>3回（6月、11月、2月）</td> </tr> <tr> <td>岩槻区生活支援コーディネーター連絡会議</td> <td>11回（4月を除く）</td> </tr> <tr> <td>さいたま市生活支援コーディネーター連絡会議</td> <td>6回</td> </tr> </table> <p>イ 地域の高齢者の実態把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンや一般介護予防事業に積極的に参加し、また「やまぶき健康体操」の開催支援を行い、生活支援コーディネーターと協働しながら高齢者の抱えている課題等の把握に努めます。 <table> <tr> <td>地域活動（主催）</td> <td>35回</td> </tr> <tr> <td>地域活動（他機関の開催）</td> <td>30回</td> </tr> </table> <p>ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援活動や地域支援会議、ケアマネ支援会議等を通し広報活動を行っていきます。 ・会の内容や進行について参加者の自主性を尊重し、職員は支援者という立場で参加します。 <table> <tr> <td>介護者サロンやまぶき</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>男性だけの介護者のつどい</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>オレンジカフェえがお</td> <td>12回</td> </tr> </table> <p>エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント（区民祭り、ふれあいフェスタ、ふれあいの集い等）に参加し地域住民に向け地域包括支援センター事業の周知を図ります。 ・在宅介護支援センターとの定例会議開催（包括・在支の連絡会議11回4月は除く） ・岩槻区包括・在支総合支援センター連絡調整会議参加 2回 ・地区民生委員児童委員協議会の会議参加 随時 ・3包括管理者会議実施 4月27日、7月27日、9月28日、12月14日、3月15日 		地域支援個別会議	随時	地域支援会議	3回（5月、10月、2月）	区連絡会議	2回（6月、11月）	高齢者生活支援推進会議	3回（6月、11月、2月）	岩槻区生活支援コーディネーター連絡会議	11回（4月を除く）	さいたま市生活支援コーディネーター連絡会議	6回	地域活動（主催）	35回	地域活動（他機関の開催）	30回	介護者サロンやまぶき	12回	男性だけの介護者のつどい	6回	オレンジカフェえがお	12回
地域支援個別会議	随時																						
地域支援会議	3回（5月、10月、2月）																						
区連絡会議	2回（6月、11月）																						
高齢者生活支援推進会議	3回（6月、11月、2月）																						
岩槻区生活支援コーディネーター連絡会議	11回（4月を除く）																						
さいたま市生活支援コーディネーター連絡会議	6回																						
地域活動（主催）	35回																						
地域活動（他機関の開催）	30回																						
介護者サロンやまぶき	12回																						
男性だけの介護者のつどい	6回																						
オレンジカフェえがお	12回																						

- ・岩槻区保健センター事例検討会参加
- ・岩槻区顔の見えるネットワーク会議参加
- ・さいたま市包括・在支全体会議参加
- ・地域包括支援センター部会参加

(2) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

- ・地域支援活動、介護者サロン等各種地域活動、ケアマネ支援会議（中部圏域ケアマネプラス）等また、各種イベント参加時に成年後見制度利用の案内を行います。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

- ・相談業務の内容を整理、共有化を常に心がけた、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を通じ虐待の早期発見に努めます。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

- ・福祉・保健・医療の関係機関、民生委員、ケアマネジャー、自治会、家族・親族等と情報共有をし関係機関からの情報を確認すると共に包括の福祉職、医療職協働で実態把握を行い、必要に応じて地域支援個別会議を開催します。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

- ・地域活動、各種イベント参加時にチラシを配布し情報を発信していきます。

オ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

- ・社会福祉士の集いの参加
- ・さいたま市認知症地域支援推進会議参加
- ・埼玉県市町村認知症連絡会議参加

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

- ・利用者が必要な社会資源を継続的に活用しながらその人らしい生活が維持できるようなケアマネジメントが提供されるよう、ケアマネジャーが取り組む関係機関の連携体制の構築やケアマネジャー同士のネットワークづくりを支援します。

- ・岩槻区全体のケアマネ支援会議 1回（9月）
- ・岩槻区主任ケアマネのつどい 1回
- ・ケアマネプラス（岩槻区中部圏域ケアマネ支援会議）3回
- ※勉強会2回（5月、7月）、研修1回（2月）

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

- ・ケアマネプラスの（岩槻区中部圏域ケアマネ支援会議）開催を岩槻医師会にもご案内しケアマネジャーと医師との顔の見える関係づくりを行います。
- ・地域の社会資源を介護支援専門員のケアマネジメントに生かせるように研修会、勉強会を企画します。
- ・ミニカンファレンスを勉強会の場に適時盛り込み、ケアマネジャーの気づきを引き出すようにします。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

- ・昨年度終了した二次予防対象者や一般介護予防事業対象者、地域活動参加者、日常の相談業務の

対象者等の中から積極的に対象者の把握に努め介護予防マネジメントに繋げていきます。

イ

・埼玉県地域リハビリテーション・ケアサポートセンターと連携し「健康づくり教室」を年1回開催します。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

・在宅介護支援センターと協力し事業計画を作成します。また、継続見守り活動、介護者サロンや出前講座等を協働で行い、得られた情報を月1回の包括・在支の連絡会で共有し課題分析を行い解決を図ります。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

・地域に居住する高齢者が地域でのサロンや活動に参加し、お互いが支え合えるような顔なじみの関係が築けるよう、生活支援コーディネーターと積極的に協力し、連携を図りながら地域活動に参加します。また、サービス利用者が地域と切り離されず、住民同士が支え合う関係を構築するために、地域で必要な社会資源を把握し住民主体の活動の重要性を理解していただくよう、生活支援コーディネーターと継続的に働きかけていきます。

事業計画書

平成29年度 岩槻区 南部圏域地域包括支援センター 白鶴ホーム

課題（圏域にどのような課題があるのか）		
担当地域の大半が農村地域であり、どこへ行くにも何をするにも移動手段の問題が取り上げられます。また、家と家が離れているため、地域から孤立しているケースも多く見受けられます。地域支援個別会議において、移動手段がなく、閉じこもりになり、地域から孤立し、それが引き金となって、精神疾患や認知症の発見を遅らせているケースもあります。地区社会福祉協議会や自治会においてサロン活動が徐々に出来つつありますが、既に孤立しているケースを地域に出す事が難しく、在支とともに見守り継続ケースが増えている現状です。		
年間重点事業目標①（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
閉じこもりや地域から孤立しているケースの対応として、まずは、発見する側のスキルアップを図るとともに、見守り活動の協力者の育成に向けた取り組みを行います。		
達成基準①（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
民生委員やケアマネ、在宅介護支援センターを対象に、研修会や事例検討会を今年度は3回開催します。また、認知症サポーター養成講座を今年度は5回開催し、サポーターを増やしていくとともに、地域で活動してくれるボランティアを増やすため、ボランティア養成講座を開催します。（4回1コース）		
年間重点事業目標②（課題解決に向けてどのように取り組むのか）		
認知症の方や認知症の方を介護しているご家族のための認知症カフェや介護者サロンの充実を図ります。		
達成基準②（どの程度まで実施できて達成とするのか）		
課題にもあるように当圏域は農村地帯ゆえに移動手段の問題が発生することから、地域住民主催による介護者サロンを立ち上げ（包括は立ち上げ支援）自分の住んでいる地域で移動の問題なく気軽に参加できる介護者サロンの実現を目指します。（今年度は、開催場所1か所増やします。）		
職員体制（「等」には「その職種に準じる者」を含む。） （センター長は、センター長欄に○をつける）		
センター長	職種等	人数
	保健師等	1名
	主任介護支援専門員等	3名
○	社会福祉士等	2名
	介護支援専門員	0名
	介護福祉士	0名
	その他職種（生活支援コーディネーター）	1名
	事務職員	0名
	計	7名

営業日・営業時間

営業日 日曜日から土曜日まで（ただし、年末年始12月31日から1月3日までを除く）
営業時間 8時30分 から 18時00分 まで

営業時間外の対応について

営業時間外は、留守番電話となり、法人本部（特別養護老人ホーム）の電話番号がメッセージで流れる。本部にかけ直していただき、内容により、包括職員につなぐ流れとしております。

事業内容

（1）総合相談支援業務

ア ネットワーク構築に向けた取り組みについて

地域支援会議	3 回
地域支援個別会議	5 回

地区社会福祉協議会、民児協との連携をさらに深めていくため、会議への積極的な参加やサロン、各種講座、事例検討会等を通じネットワークを強化していきます。

イ 地域の高齢者の実態把握について

地域活動（主催）	45 回
地域活動（他機関の開催）	50 回

ウ 介護者サロン（認知症カフェ含む）の開催にあたりセンターが工夫する事について

介護者サロン	30 回
--------	------

参加する当事者が認知症という文字に敏感になっている状況を昨年の反省点とし、パンフレットを認知症のご本人が見ても抵抗なく参加できるよう工夫し、広く参加を促していきます。今年は、広く一般向けと、直接本人に参加を促すためのパンフレットを2パターン作成します。

エ その他、センターとして取り組む活動及び関係機関が取り組む活動の参加等について

在宅介護支援センターとの定例会を今年度は4回（4月、8月、11月、3月）開催予定です。また、地域包括支援センターと在宅介護支援センター共催による民生委員を対象とした研修会を7月に開催します。

（2）権利擁護業務

ア 成年後見制度の活用促進につなげるために実施する取組について

- ・地域活動の場において、地域包括支援センターも成年後見制度の相談窓口であることをPRしていくとともに制度の周知を行います。
- ・居宅介護支援事業者等の関係機関に対しても制度に対する情報提供やケースの相談に応じ、申し立ての支援を行います。

イ 高齢者の虐待防止や虐待早期発見のために実施する取組について

- ・地域活動の場において、地域包括支援センターも相談窓口であることや早期発見の周知を行います。
- ・民生委員やサービス事業者等の関係機関との情報共有を図ります。
- ・行政との連携を密に図ります。

ウ 困難事例の解決のために実施する取組について

- ・包括内部において、情報共有を図り、それぞれの専門性を活かした意見交換・対応策について検討します。
- ・家族、民生委員、自治会、医療機関、福祉関係機関や行政と連携し、地域支援個別会議を開催するなど課題の情報共有や対応策の検討を行います。

エ 消費者被害の防止を促進するために実施する取組について

- ・消費生活センターから送られてくるPR紙を地域活動において配布したり、消費者被害における最新情報を情報提供することで、被害の防止を徹底します。
- ・個別相談については、行政や警察、消費生活センターと連携し対応します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員のネットワーク構築について

岩槻区3包括合同ケアマネ支援会議	1回
南部圏域ケアマネ支援会議	3回
民児協との合同研修会	1回
民児協との合同事例検討会	2回

イ 介護支援専門員の質の向上に向けてセンターが実施する取組について

- ・個々の介護支援専門員が抱えている困難事例に対し、随時、個別に対応し、介護支援専門員の精神的負担の軽減とケアマネジメント力の向上を目指します。事例によっては、地域の方々や関係機関、行政を含む地域支援個別会議に向けた支援を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 適切なケアマネジメントを行うための取組について

- ・自立支援を念頭に置いたケアマネジメントの実施に努めます。
- ・介護保険サービスに偏ることなく、フォーマル・インフォーマルサービスも視野に広い視点でのケアマネジメント作成を行います。

在宅介護支援センターと取り組む事業計画

- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携会議（年4回）を開催し、定期見守り対象者の状況報告や見直し・評価を行います。

- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター共催による研修会を民生委員や地域のケアマネ対象に開催します。
- ・民児協と事例検討会を開催します。(年2回)
- ・地域活動への協同参加により、双方のPRや地域と顔の見える関係を構築します。

高齢者生活支援コーディネーターと取り組む事業計画

- ・地域活動の立ち上げ支援及びその後のバックアップをします。
- ・空きスペースを活用するためのモデル事業として、高齢者施設の空きスペースの活用を検討し「ボランティア大学」を開催します。
- ・高齢者生活支援推進会議を今年度は3回実施します。